

クラウド時代の著作権

虎ノ門南法律事務所
弁護士 市川 穰

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

1. クラウドとは

一義的な定義は困難

「クラウドコンピューティングとは『ネットワークを通じて、情報処理サービスを、必要に応じて提供／利用する』形の情報処理の仕組み(アーキテクチャー)をいう。」

(経済産業省「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会報告書」(2010年8月))

Cloud computing is a model for enabling ubiquitous, convenient, on-demand network access to a shared pool of configurable computing resources (e.g., networks, servers, storage, applications, and services) that can be rapidly provisioned and released with minimal management effort or service provider interaction.

(NIST Special Publication 800-145 “The NIST definition of cloud computing”)

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(1) カラオケ法理

侵害行為者は著作権に定められた権利を侵害する行為を実際に行う者。



カラオケ法理の登場

①中部観光事件控訴審(名古屋高判昭35年4月27日)

→クラブ、キャバレー、ダンスホール等における楽団の演奏

「営業主たる抗告人の自由に支配しうるものであること、そして、抗告人は、各営業所における音楽の演奏により営業上多大の効果と収益を挙げている。」ことが認められることができる。

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(1) カラオケ法理

②クラブキャッツアイ事件(最判昭63年3月15日)

→客やホステスによるカラオケの歌唱とカラオケ店の責任について
「客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人の従業員による歌唱の勧誘...上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され...上告人らは、...利益を増大させることを意図とした」

I 管理支配性

+

II 利益の帰属

クラウド時代の著作権

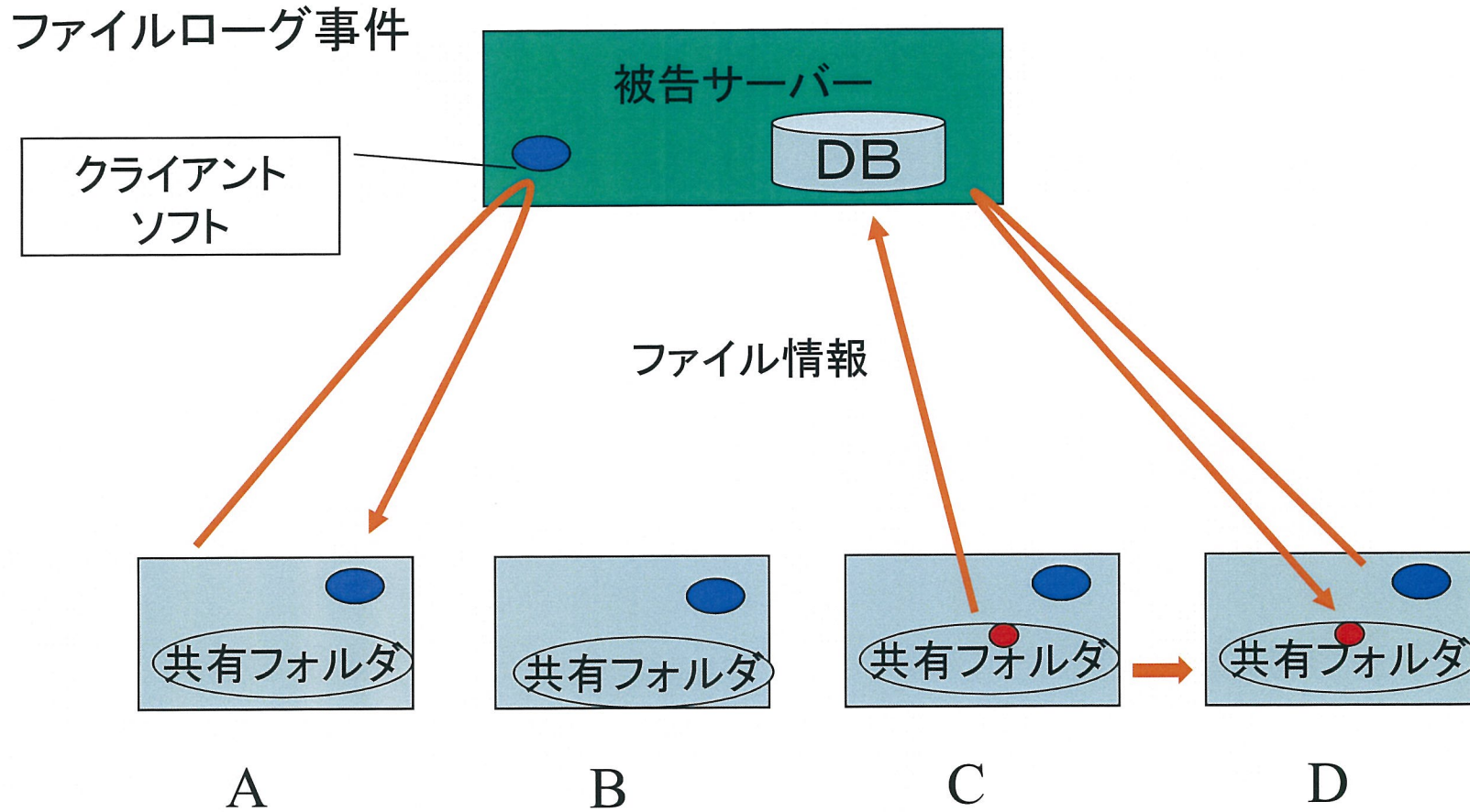
第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(2) 間接侵害法理に関連する主な判例

- ① スターデジオ事件(東京地判平成12年5月16日)
- (② ときめきメモリアル事件(最判平成13年2月13日))
- (③ デッドオアアライブ事件(東京高判平成16年3月31日))
- ④ ファイルログ事件(東京地判平成15年1月29日(中間判決)、
東京高判平成17年3月31日)
- ⑤ 録画ネット事件(知的高決平成17年11月15日)
- ⑥ MYUTA事件(東京地判平成19年6月14日)
- ⑦ 選撮見録事件(大阪高判平成19年6月14日)
- ⑧ ブレイクTV事件(知財高判平成22年9月8日)
- ⑨ まねきTV事件(最判平成23年1月18日)
- ⑩ ロクラクⅡ事件(最判平成23年1月23日)
- ⑪ Winny事件(最判平成23年12月19日)
- ⑫ 自炊代行判決(東京地判平成25年9月30日)

クラウド時代の著作権



クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(3) ファイルログ事件(中間判決 その1) = 利用者の行為

「電子ファイルを共有フォルダに蔵置したまま被告サーバに接続して上記状態に至った送信者のパソコンは、被告サーバと一体となって情報の記録された**自動公衆送信装置**(法2条1項9号の5イ)に当たるといことができ、また、その時点で、公衆の用に供されている電気通信回線への接続がされ、当該電子ファイルの**送信可能化**(同号ロ)がされたものと解することができる。」

「利用者が、本件各管理著作物を**複製**し、**送信可能化**をし、又は**自動公衆送信**するに当たり、原告がこれを許諾した事実がないことは明らかであるから、本件サービスの利用者の前記各行為は、著作権侵害(複製権侵害、自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害)を構成する。」

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

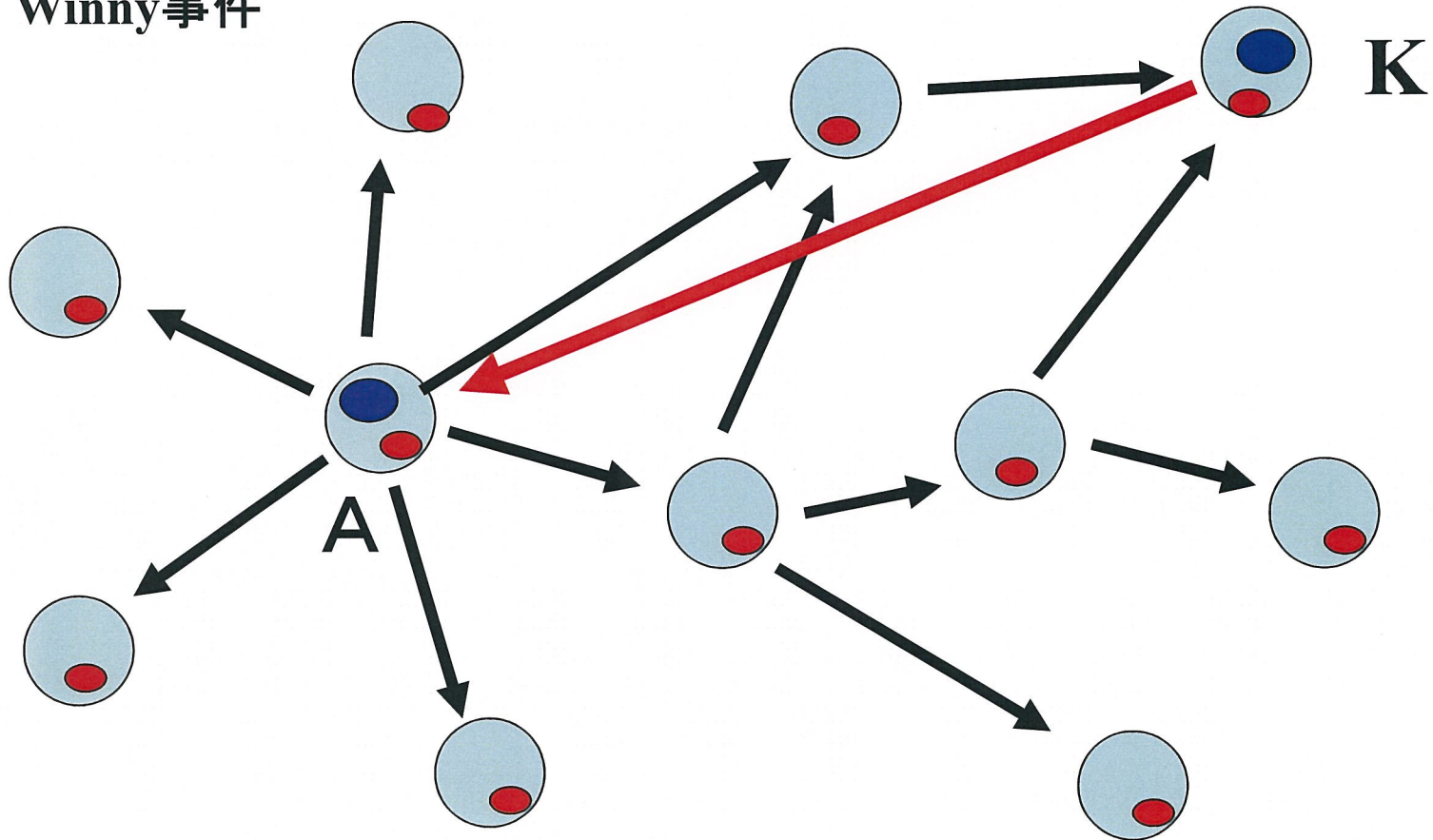
(3) ファイルログ事件(中間判決 その2) = 被告の行為

「被告エム・エム・オーが、送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害していると解すべきか否かについては、①被告エム・エム・オーの**行為の内容・性質**，②利用者のする送信可能化状態に対する被告エム・エム・オーの**管理・支配の程度**，③被告エム・エム・オーの行為によって受ける同被告の**利益の状況等**を総合斟酌して判断すべきである。」

「本件サービスは、MP3ファイルの交換に係る分野については、利用者をして、市販のレコードを複製したMP3ファイルを**自動公衆送信**及び**送信可能化**させるためのサービスという性質を有すること、本件サービスにおいて、送信者がMP3ファイル(本件各MP3ファイルを含む。)の自動公衆送信及び送信可能化を行うことは被告エム・エム・オーの**管理**の下に行われていること、被告エム・エム・オーも**自己の営業上の利益を図って**、送信者に上記行為をさせていたことから、被告エム・エム・オーは、本件各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価することができ、原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の主体であると解するのが相当である。」

クラウド時代の著作権

Windy事件



クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(4) Winny事件(刑事事件 第一審)

主文: 罰金150万円(求刑懲役1年)

(罪となるべき事実)

「被告人は、送受信プログラム機能を有するファイル共有ソフトWinnyを制作し、その改良を重ねながら、自己の開発した「Winny Web Site」及び「Winny2 Web Site」と称するホームページで継続して公開及び配布をしていたものである...」

「Kが、法定の除外事由なく、かつ、著作権者の許諾を受けずに、...Winnyを起動させ、パソコンにアクセスしてきた不特定多数のインターネット利用者に...情報を自動公衆送信し得るようにして著作権法違反の犯行を行った際、これに先立ち、...Winnyが不特定多数者によって著作権者が有する著作物の公衆送信権を侵害する情報の送受信に広く利用されている状況にあることを認識しながら、その状況を認容し、あえてWinnyの最新版...公開し、K方において、同人にこれをダウンロードさせて提供し、...これを幫助した。」

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(4) Winny事件(刑事事件 控訴審)

主文:無罪

Winnyのファイル共有機能は、...その技術、機能を見ると、著作権侵害に特化したものではなく、Winnyは価値中立のソフト、すなわち、多様な情報の交換を通信の秘密を保持しつつ効率的に可能にする有用性があるとともに、著作権の侵害にも用い得るというソフトであると認めるのが相当である。

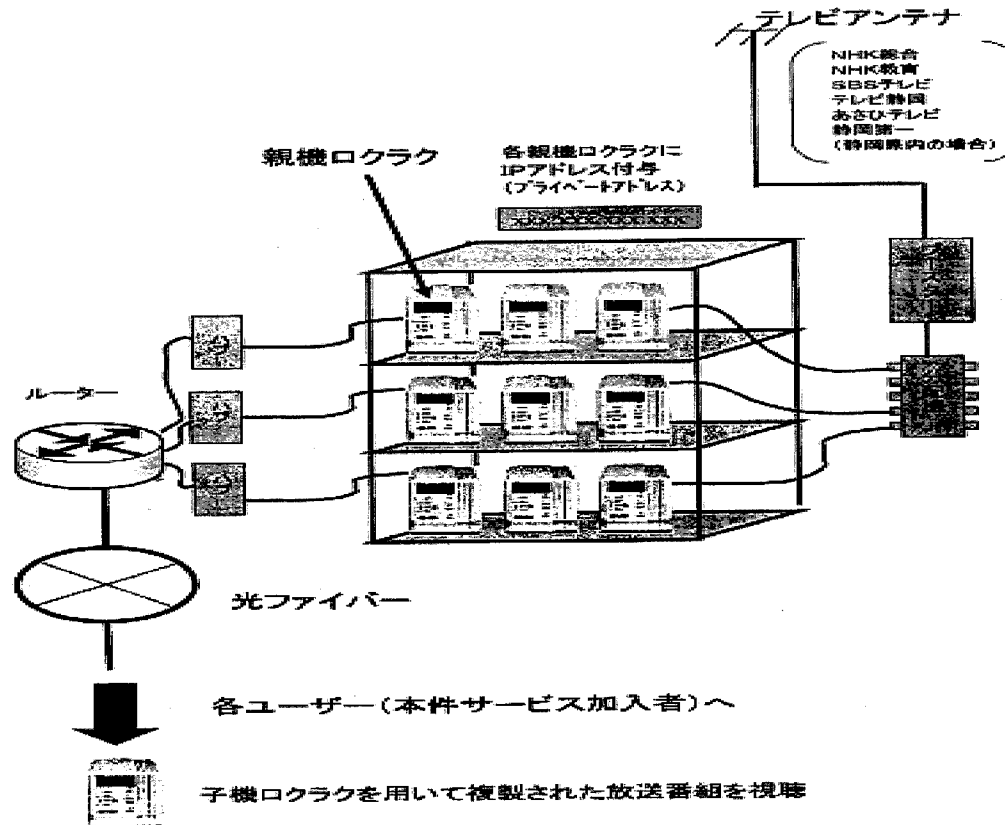
被告人において、Winnyを著作権侵害のために利用する者が例外的とはいえない範囲の者にまで広がっており、本件Winnyを公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する、蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めるに足りる証拠はない。

クラウド時代の著作権

- 第1. クラウドと著作権
- 2. 著作権法との交錯
- (5) ロクラクⅡ事件(最高裁)

別紙

本件サービスのシステム構成



クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(5) ロクラクII事件(最高裁判決)

「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その**管理、支配下**において、**放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為**をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。

クラウド時代の著作権

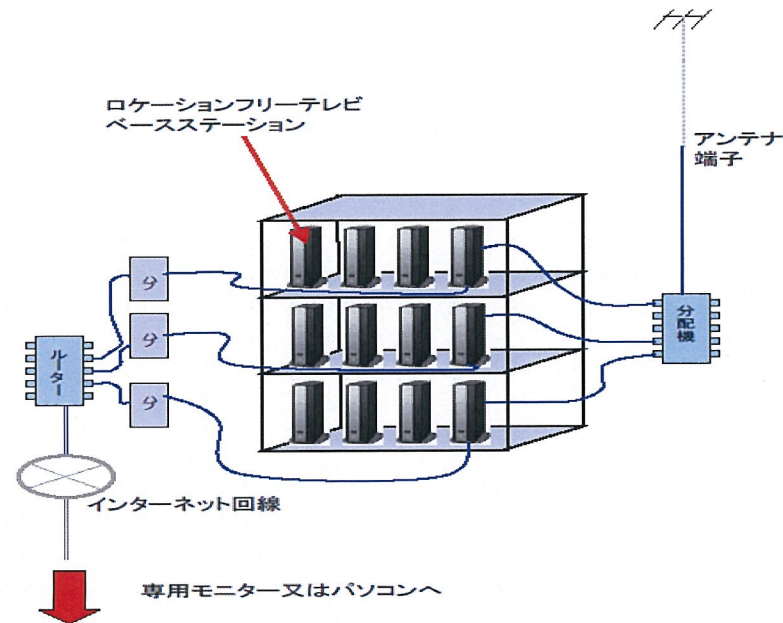
第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(6) まねきTV事件(最高裁)

別紙2

本件サービスのシステム構成



クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(6) まねきTV事件(最高裁)

「自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり(同項9号の4)、**公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいう**(同項7号の2)ところ、著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信(後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの)が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、**これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといふべきである。**」

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(6) まねきTV事件(最高裁)

「そして、自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。」

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(7) 問題点

クラウドサービスはその過程において、データやコンテンツの複製、送信可能化、公衆送信を含む場合が多い。

例：・ストレージサービス(データの複製、公衆送信)



クラウドサービスを利用するエンドユーザーの指示により複製や送信が行われるが、対象となるデータに第三者の著作権が及んでいる場合には、クラウドサービス提供事業者の著作権侵害の問題が発生する。

(発生リスクの程度)

ロクラクⅡ事件やまねきTV事件の最高裁判決によれば、クラウドサービスの提供事業者の関与の程度によりリスクが変わってくる。

SaaSモデル>PaaSモデル>IaaSモデル

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

3. 米国の判例

(1) 代位責任 (vicarious liability)

- ・監督する権利と能力
- ・行為から経済的利益を得ている

(2) 寄与責任 (contributory liability)

- ・侵害行為があることを認識
- ・侵害行為に重要な貢献があった場合

(3) 誘因責任 (inducement liability)

(4) 直接侵害 (direct infringement)

- ・アクセス
- ・実質的な類似性
- <・意志的な関与 (volitional conduct) >

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

3. 米国の判例

	日本	アメリカ
先例	クラブキャッツアイ事件	ベータマックス事件
集中管理型	ファイルログ事件	ナップスター事件
分散型	Windy事件(刑事)	グロックスター事件
TV+ネット	ロクラクⅡ事件、まねきTV事件	ケーブルビジョン事件
ストレージ	MYUTA事件	MP3 Tunes事件

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

3. 米国の判例

(2) ベータマックス事件 (Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417, 104 S.Ct. 774 (1984))

ソニーが侵害行為をコントロールし得る地位にあるとして寄与侵害にあたるかという点について、ソニーに販売するVTRについて、著作権者の大多数が視聴者のタイムシフトに異議を申し立てない可能性が高いこと、タイムシフトが著作物の潜在的市場又は価格に少くない損害を与えることをユニバーサルが立証しなかったことから、ソニーのVTRは侵害でない利用が相当程度に可能であり寄与侵害にはならない。

※フェアユース(米国著作権法107条)

(具体的判断)

- ①利用目的の正確(商業的性格か非営利目的か)
- ②著作物の性格
- ③著作物全体との関連で利用された部分の量及び本質性
- ④著作物の潜在的な市場又は価値に対して与える効果

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

3. 米国の判例

(2) ナップスター事件 (A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F3d 1004 (9th Cir.2001))

ファイルログと同じように集中管理型のサービスに対して、寄与責任、代位責任が問われた事案。

フェアユースの抗弁を否定し、Napster社には知情及び場の提供があり、寄与責任が認められ、また同社がバナー広告などにより利益を得ていることから直接的な利益の取得があり、サービスの提供を拒否しアカウントを削除する権限があったことから管理能力と権限があったものとして代位責任が認められた。

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

3. 米国の判例

(3) グロッグスター事件 (MGM Studios Inc. v. Grokster, Ltd., 2005 WL 1499402 (U.S.))

Winny事件と同じような分散型について、実質的な非侵害用途のある物を頒布する者は、侵害を誘引する意図でこれを行う場合には、具体的な侵害行為の認識がなくとも寄与責任に必要な認識の要件を充たすものとして、寄与責任の成立が認められるとした。

(4) ケーブルテレビジョン事件 (Cartoon Network LP, LLLP v. CSC Holdings, Inc., 536 F 3d 121 (2nd Cir. 2008))

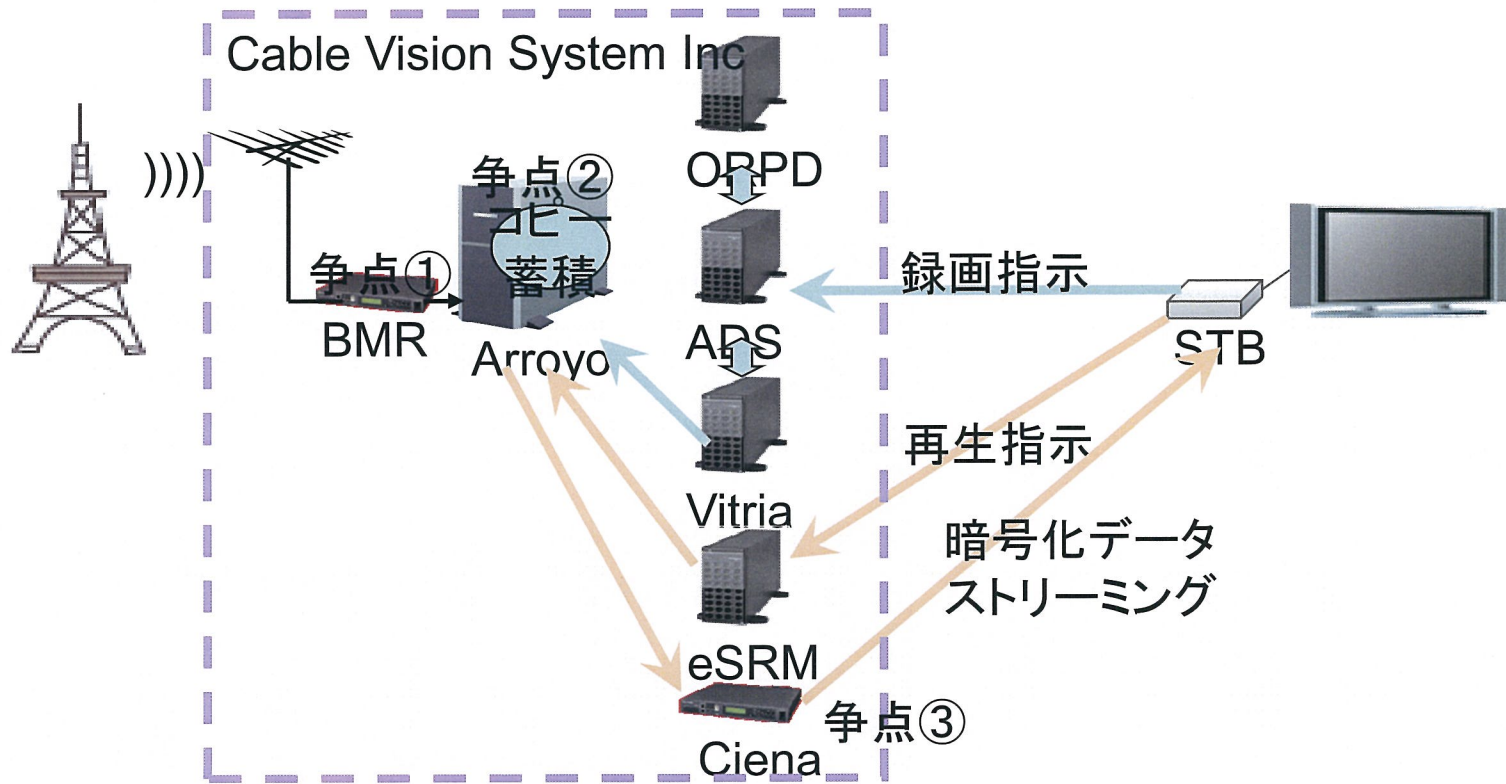
ロクラクⅡ事件と類似するケースにおいて、①BMRへの複製は持続性を欠き、複製には該当せず、②Arroyoサーバーへの複製の主体はユーザーであり、③特定の送信の潜在的な視聴者をすべきであり、RS-DVRは特定の送信をあるユーザーに対して送信するだけであるから、公衆に対する実演にあたらぬとし、直接侵害を否定した。

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権の将来

3. 米国判例

(4) ケーブルビジョン事件



クラウド時代の著作権

第2. プロバイダ責任法とDMCA

1. プロバイダ責任法

(1) 主体

特定電気通信役務提供者(法2条3号)

「特定電気通信の用に供される電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」



コンテンツロッカーサービスなどは、1対1の通信でなされるため、「特定電気通信役務」には含まれないと解されている。

(2) 責任制限(法3条)

i 「ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りではない。」



ブレイクTV事件(控訴審): 動画投稿サイトの運営会社を「発信者」
※著作権法上の発信者とプロ責法上の発信者は同じなのか?

クラウド時代の著作権

第2. プロバイダ責任法とDMCA

1. プロバイダ責任法

(2) 責任制限(法3条1項2号)

- ii 「当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めらるに足りる相当の理由があるとき。」



権利侵害についての具体的認識がなくとも相当の理由がある場合には責任を負うことになる。

＝「相当の理由」の判断リスクは事業者の責任

※但し、ガイドラインでは一定の軽減措置が示されている。

クラウド時代の著作権

第2. プロバイダ責任法とDMCA

2. DMCA(デジタルミレニアム著作権法)

(1) 第512条(セーフハーバー条項)

(a) 項: 通過的デジタル・ネットワーク通信

(b) 項: システム・キャッシング

(c) 項: 使用者の指示によりシステム又はネットワーク上に常駐する
情報

(d) 項: 情報探知ツール



適用されれば著作権侵害に関する民事責任(差止請求及び損害賠償請求)の免責

※刑事免責は含まれない

クラウド時代の著作権

第2. プロバイダ責任法とDMCA

2. DMCA(デジタルミレニアム著作権法)

(2)MP3tunes事件(Capitol Records, Inc. v. MP3tunes, LLC 821 F. Supp. 2d 627 (S.D.N.Y.))

第512条(c)(1)(A)項、(d)(1)項の侵害の認識について、具体的に特定可能な侵害についての認識が必要とした。

→傷害の疑いが生じただけでは足りない(積極的調査義務無し)

※この点については見直し判決(willfull blindnessの適用)あり。

削除対象となる侵害素材の特定について、URLによる特定がなくとも、MP3tunesのようなネット上にアップされている著作物を検索し、それを自身の個人アカウントに保管することができるサービスの場合、保管された著作物の元あったサイトとそのアドレスを記録し、著作権者がその他の点ではDMCAに準拠した通知によって元々のサイトを特定するのであれば、削除しなければならないとした。

→通知について従来の削除対象についてURLによる特定を緩和

クラウド時代の著作権

第3. 結語

1. 日本

- ・間接侵害法理が拡大中(?)
 - 行為者概念の一方向への規範化(ロクラクⅡ、まねきTV)
- ・包括的フェアユース規定の不存在
- ・プロバイダ責任法に関する判断基準の不明確性
 - 著作権侵害行為の判断リスクを事業者がある程度負担

2. 米国

- ・直接責任、寄与責任、代位責任、誘因責任が判例により明確化
- ・包括的フェアユース規定が存在
- ・DMCAによって事業者がとるべき対応が相当明確化している
 - 少なくとも通知に対応して削除措置を取る。